令和元年度 第二回総合教育会議

教職員の働き方改革について

令和元年11月25日(月) 市役所仮庁舎4階4D会議室

小中学校の日課について

(2) 日課表

小

- <u>/ 口味</u> 衣			
校時 曜日	月・金	火・木	水
予 鈴		8:15	
朝の練習	8 : 2	20~ 8:	35
朝の会	8:	35~ 8:	4 5
1	8:4	45~ 9:	30
2	9:	35~10:	20
かがやきなイム	10:2	20~10:	4 5
3	10:4	15~11:	30
4	11:3	35~12:	20
給 食	12:2	20~13:	00
昼 休 み		00~13:	
掃除	13:2	25~13:	4 0
フレンドリーライム	13:4	15~13:	50
5	13:5	50~14:	3 5
ふりかえり 帰りの会	14:35 ~ 14:45		14:35 ~ 14:50
6	14:55 ~ 15:40	14:40~ 15:25	
ふりかえり 帰りの会		15:25~ 15:40	
下校時刻	15:50	15:50	15:00

*かがやきタイム・・・子ども自身が考え自分のくらしをつくり、 一人一人が輝く時間(運動、委員会活動、詩の麻嶋等)

職員勤務時間

k							
	図分曜日	出勤時刻	休	憩	時	間	退勤時刻
	月~金	8:15		13:00~13:25 12:35~13:00			16: 45

(2) 日課表

生徒登校時刻	8:25	一般生徒下校時刻	16:3
	$\overline{}$		

F	P	

区分 校時	普通日課	短縮日課
職員打合せ	8:15~ 8:25(10)	8:15~ 8:25(10)
読書タイム	8:25~ 8:35(10)	8:25~ 8:35(10)
朝の会	8:35~ 8:45(10)	8:35~ 8:45(10)
1 校時	8:50~ 9:40(50)	8:50~ 9:35(45)
2校時	9:50~10:40(50)	9:45~10:30(45)
3校時	10:50~11:40(50)	10:40~11:25(45)
4校時	11:50~12:40(50)	11:35~12:20(45)
給 食	12:40~13:10(30)	12:20~12:50(30)
昼休み	13:10~13:25(15)	12:50~13:05(15)
5校時	13:30~14:20(50)	13:10~13:55(45)
6校時	14:30~15:20(50)	14:05~14:50(45)
済 掃	15:25~15:35(10)	14:55~15:05(10)
ドリル学習	15:40~15:50(10)	15:10~15:20(10)
帰りの会	15:50~16:00(10)	15:20~15:30(10)
	6校時か	なしの日
済 掃	14:25~14:35(10)	14:00~14:10(10)
ドリル学習	14:40~14:50(10)	14:15~14:25(10)
帰りの会	14:50~15:00(10)	14:25~14:35(10)

部活動終了時刻

	000000000000000000000000000000000000000		
月	終了時刻	下校完全時刻	
4月	17:45	18:00	
5月~7月	18:00	18:15	
8月~9月	17:45	18:00	
10月	17:15	17:30	
11月~12月	16:30	16:45	
1月	16:45	17:00	
2月	17:00	17:15	
3月	17:30	17:45	
※10月の総体後は、11月の時刻に合わせる			

Ç⊒NL員勤務時間

屋 日 分	出動	時 刻	休 憩	時間	退	動	時	刻
月~金	 	15	版長・版・菱菱道・専務 12: 15~13:00(45)	(左記以外の教員) 13:10~13:30(20) 16:00~16:25(25)		6:	45	

左の表は、ある小中学校の日課である。

勤務時間 8:15~16:45

※学校によっては

8:20~16:50 8:25~16:55

通常6時間だと下校後1時間程度しか勤務時間は残っていない。

5時間の日課の場合、多くは職員会議や研修会を行う。

次の日の授業の教材研究、担任事務や、 校務分掌の業務を行う時間が勤務時間 内に確保できない。

部活指導を終えたら、勤務時間外になっている。

放課後に生徒指導対応を行うことがある。

→教職員の時間外勤務が恒常的にある。

働き方改革における彦根市の取組

(1) 彦根市教育委員会として

ここ数年、本市においても教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況にあることから、機会あるごとに指導を行ってきた。

国レベルで「教職員の働き方改革」が叫ばれ、県が「教職員の働き方改革」を推し進めている中で、平成30年1月に本市教育委員会内に「彦根市立小中学校働き方改革推進チーム」を設置。

(2)取組の実際

教職員の勤務の現状、課題解決の方策等について協議・検討を行い、教職員の働き方改革に向けた取組を実効性のあるものとするため、次スライド以降の取組内容について、教育長名の文書で教職員・保護者・地域に知らせ、取組を推進した。

働き方改革における彦根市の取組

◇平成30年度

- ①勤務時間の明記
 - ●平日における最終の退勤時刻を午後7時とする。
 - ●毎週1日以上、定時に退勤する日を設定する。
- ②学校閉庁日の設定
 - ●夏季休業中 8月13日から8月17日まで
 - ●年末・年始の休日 12月29日から1月3日まで
- ③部活動
 - ●週2日以上を休養日とする。
 - ●平日は概ね2時間以内、週休日等および長期休業中は概ね3時間以内を活動時間とする。
 - ●朝練は、原則行わない。

働き方改革における彦根市の取組

◇平成31年度(令和元年度)

- 123は継続
- ④勤務時間の把握
- 全ての教職員に「時間外労働申告書」に勤務時間等を入力するように指示。
- ・翌月、市教委から各学校にパソコン使用時間集計データを配付し、個人の時間外労働申告書と照合。
- 学校から市教委に時間外労働状況一覧を提出。
- ・校長は、必要に応じて個別指導したり、校務分掌の変更・複数担当制を行ったりするなど、業務の負担軽減に努めるよう指導する。

⑤自動音声対応電話の導入

今年度8月1日から、全小中学校に「自動音声対応電話」を導入。授業日においては、 午後7時以降は自動音声対応とし、教職員が教育業務に専念でき、教育の質の維持・向 上に取り組める環境づくりに努めている。

働き方改革における学校の取組

各学校においても、教職員の『意識改革』を第一とし、工夫を凝らして働き方改革に取り組んでいる。教職員の働き方改革への意識は確実に高まっているが、実感として感じられる段階までには至っていないことが課題である。

各校で取り組んでいる働き方改革の取組内容は、以下の通りである。

【勤務時間】

- 定時退勤日の設定
- 最終退勤時刻の設定
- 職員会議、校内研究会は勤務時間内に終了

【会議】

- ・職員会議のペーパーレス化
- 会議の削減と会議内容の厳選、時間内終了の徹底
- 職員会議資料の事前配付、開始時刻の徹底

働き方改革における学校の取組

【削減・効率化】

- ・通信票作成の見直し
- ・職員室の連絡黒板、共有ホワイトボードや電子メールの有効な活用
- •行事の見直し

【意識改革】

超過勤務縮減に向けての話し合い、アンケート調査等で意識改革

【週休日】

・週休日等に学校で仕事をしないように、厳格に鍵の管理を行う。

働き方改革における学校の取組

【校務分掌】

- •校務分掌に助任を配置し、仕事の平準化
- •小学校における教科担任制の推進
- •事務の簡素化

【部活動】

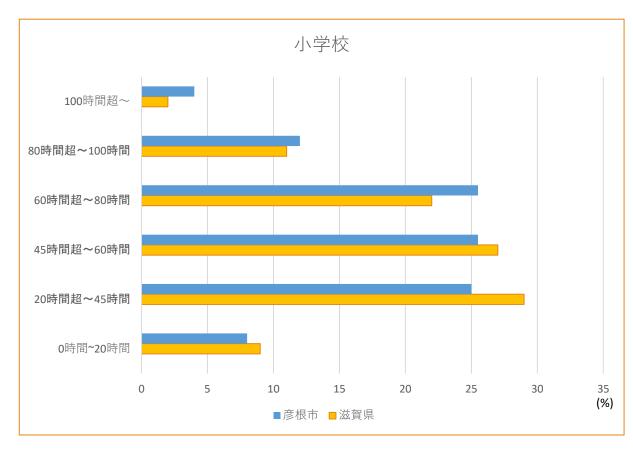
- ・部活なしの日の徹底
- テストの日の部活動禁止による成績処理の時間確保

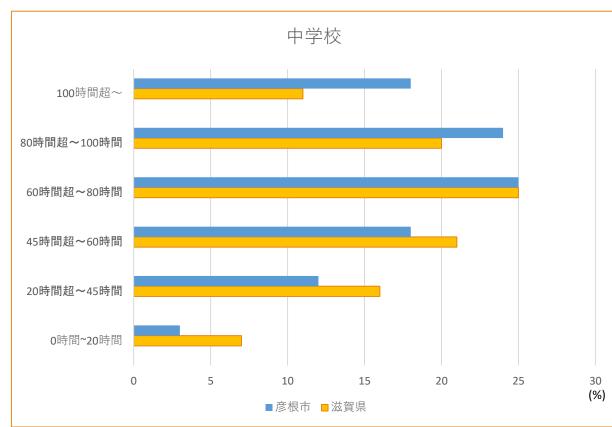
【その他】

職員室や共有場所の掃除や整理整頓等、働きやすい環境づくり

これらの多くは、教育委員会からの指導の下の各校での取組である。

H30年4月から10月の教職員平均一人当たり時間外労働時間





県が示す目標値(平成32年度(令和2年度)) 月当たり超過勤務時間が45時間超の教員の割合(年平均) 小学校 40%以下 中学校 50%以下

時間外労働を行った理由と超過勤務の縮減や業務負担の軽減に効果があった取組 小学校【理由】

市順位	理由	市割合	県割合 (順位)
1	業務量が多く、現状の人員では長時間勤務を せざるを得ない	63%	58% (1)
2	提出物の確認、集計、印刷、書類の整理など 事務的な仕事が多い	50%	49% (2)
3	予測できない突発的な仕事が多い	36%	44% (3)

小学校【効果があった取組】

市順位	効果のあった取組	市割合	県割合 (順位)
1	夏季休業期間中の集中休暇期間の設定、学 校閉庁(休校)日の実施	49%	41% (1)
2	保護者へ働き方改革の取組に関する通知・お 知らせの配布	17%	19% (5)
3	最終退勤時間の設定	16%	23% (2)
	留守番電話(メッセージ機能)の設置	3%	22% (3)

中学校【理由】

市順位	理由	市割合	県割合 (順位)
1	提出物の確認、集計、印刷、書類の整理など 事務的な仕事が多い	51%	43% (3)
2	業務量が多く、現状の人員では長時間勤務をせざるを得ない	50%	55% (1)
3	忙しい時期とそうでない時期の差が大きい	40%	33% (6)
	勤務時間を越えて、あるいは勤務時間外に実施され る活動に従事する業務(部活動指導等)が多い	38%	48% (2)

中学校【効果があった取組】

市順位	効果のあった取組	市割合	県割合 (順位)
1	部活動の活動時間や休養日の設定	58%	57% (1)
2	部活動の朝練習を行わない	51%	42% (2)
3	夏季休業期間中の集中休暇期間の設定、学 校閉庁(休校)日の実施	48%	42% (3)

統合型校務支援システムとは

- ●教務係(成績処理、出欠管理、時数管理等)・保健係(健康診断票、保健室来室管理等)、学籍係(指導要録等)、学校事務系など統合した機能を有しているシステム。
- ●成績処理等だけでなく、グループウエアの活用による情報共有を含め、広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステム。

統合型校務支援システム導入を導入することのメリット

(ア)データ連携による業務時間の短縮

- ・通知表や指導要録は出欠席情報や成績情報が自動的に転記される等、これまで行っていた転記作業は不要になる。
- ・一度入力をすれば基本的な情報は自動的に引き継がれるので、進級・進学や転入出等、再度同じ情報を 入力する必要がなくなる。

(イ)正確な集計作業

- ・自動的に計算・転記されるので、計算ミス・転記ミスがない。
- ・正確性が向上し、精神的な負担も軽減される。

(ウ)全教職員での児童生徒情報の共有

- ・クラブ活動や委員会活動等、学級担任以外が関わる活動の記録等を残し、共有することができる。
- 情報量が増え、多様な視点で一人一人の児童生徒を見守ることができ、その内容を所見や指導に活用できる。

(エ)各種資料の共有

- ・グループウエア等を活用することで、資料の共有ができる。
- ・前年度のデータや他の教員が作成したデータをもとに、学級の実態や授業の進み具合に合わせて編集し、利用できる。

統合型校務支援システム導入の効果

(ア)学習・生活指導の質の向上

担任の教員だけではなく、関係するすべての教職員が児童生徒の特徴などを理解することができ、学校全体できめ細やかな学習指導や生活指導を行うことができる。

(イ)スムーズなコミュニケーション

掲示板やメール機能など、グループウェア機能の活用により、教員間のコミュニケーションがスムーズになり、同僚性も高まる。

(ウ)正確な事務処理、事務作業量の平準化

同一方法で作業を進めることで、作業の確実性が高まったり、特定の担当に業務が集中したりすることがなくなったりする。

(エ)セキュリティの向上

統一化したデータベースにてデータ管理することで、情報の外部持ち出しを禁止したり、強固なセキュリティ対策が施されたサーバでデータ管理したりすることができるため、情報漏洩リスクの低減につながる。

県内他市町の統合型校務支援システム導入の状況

状況	市町名
導入済	大津市・近江八幡市・草津市・湖南市・東近江市 米原市(一部)・愛荘町・甲良町(8市町)
今年度整備	守山市・野洲市・多賀町(3市町)
次年度に向け 整備を検討中	長浜市・甲賀市・高島市(3市)
未定および不明	栗東市・日野町・竜王町・豊郷町(4市町)

令和2年度に、本市小中学校の教職員用校務パソコンを更新予定

スクール・サポート・スタッフ

学校を支援する支援員の一例として紹介します。

(ア)スクール・サポート・スタッフ配置支援事業

- 教員の業務支援を図り教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制の整備
- 教員の「働き方改革」の実現

を図ることを目的として、スクール・サポート・スタッフを小学校、中学校に配置する市町に対して、当該事業 を実施するために必要とする経費の一部を補助するもの。

(イ)スクール・サポート・スタッフの具体的職務

- ◇他市町の例
 - ・プリントの丸つけ ・小テストの採点 ・教材づくり補助 ・教室、廊下掲示の補助
 - ・提出物の確認 ・校外学習等のしおり印刷 ・プール監視 ・アンケートの集計
 - ・学校配付物印刷 ・外部関係機関の配付物の仕分け ・教材教具室の整理整頓
 - ・ファイル、ラベル作成・長期休業配付物の封筒詰め・等

スクール・サポート・スタッフ配置支援事業

- (ウ)今年度の県内他市町の事業活用状況 13市町が事業を活用
- (エ)経費等
 - 市町負担 事業費の1/3
 - •時給 上限1,000円
- (オ)スクール・サポート・スタッフの配置効果
 - ◇他市町の報告から
 - ●「集配物の点検等で時間をとられることが少なくなった」
 - ●「教材研究や授業準備の時間が確保できるようになった」
 - ●「児童・生徒の指導にあてる時間が増えた」
 - ●「超過勤務が減少傾向である」

教職員の働き方改革にむけて

◆各学校で取り組める取組は可能なものについては行っているため、自助努力だけでは超過勤務状況に大きな改善は見込めない。ただし、教職員の意識改革について、今後も継続して指導が必要である。

◆国、県から人的な配置等活用できるものは積極的に要望していく。

- ◆市がリーダーシップをとっていかなければならないことを果たしていかなければならない。 市教育委員会の行事・研修会の精選、県に対しても行事・研修会の精選要望 報告等の削減や簡略化
 - 校務支援システム、デジタル教材、ICT教育機器の充実 課題に応じた支援員等の配置充実